国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の改善について

国土交通省大臣官房技術調査課

1．はじめに

公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品の購入とは異なり、施工者の技術力等により品質が左右されます。そのため、発注者は個々の工事の内容に応じて適切な技術力を持つ企業を選定するとともに、適切な監督・検査等の実施により公共工事の品質を確保する必要があります。

国土交通省においては、一般競争の拡大や公共投資の減少に伴う競争圧力の増大などによる公共工事の品質の低下に対する懸念から、価格に加えて企業の技術力を総合的に評価する総合評価落札方式について検討してきました。平成17年度に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が成立したことを踏まえ、国土交通省では本格的に総合評価落札方式を導入し、現在ではほぼ全ての工事において適用しています。

しかし、総合評価落札方式を実施していくうえで、さまざまな課題や要望に対して技術的な対応を図ってきましたが、根本的な解決に至らず、むしろ競争参加者の増大による受発注者双方の負担増大や評価項目の複雑化による品質確保の理念からの乖離といったことが課題となっています。

そのため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の基本理念に立ち返り、総合評価落札方式の見直しを行うこととなりました。

本稿では、「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」（座長：小澤一雅東京大学大学院工学系研究科教授）における総合評価落札方式の改善に関する議論等を踏まえ、国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の改善について紹介します。

2．総合評価落札方式の課題と改善の方針

総合評価落札方式の拡大にともない、技術提案を求める工事が拡大するとともに、公共投資の減少により工事の競争参加者が増大しました。その結果、技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続の負担が増大するという課題が生じました。

また、総合評価落札方式を実施するにあたり、手持ち工事量や地域貢献の評価に関する要望などを踏まえたことから評価項目が複雑化したことにより、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」における品質確保の理念からかい離してきました。

さらに、総合評価落札方式において、民間の技術力を活用するために導入した高度技術提案型が低い適用率となるなど、民間の技術力活用の理念からかい離するという課題も生じました。

そもそも、総合評価落札方式の目的については、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（平成17年８月26日閣議決定）において、以下の通り定められています。

『公共工事の品質確保を図るためには、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争

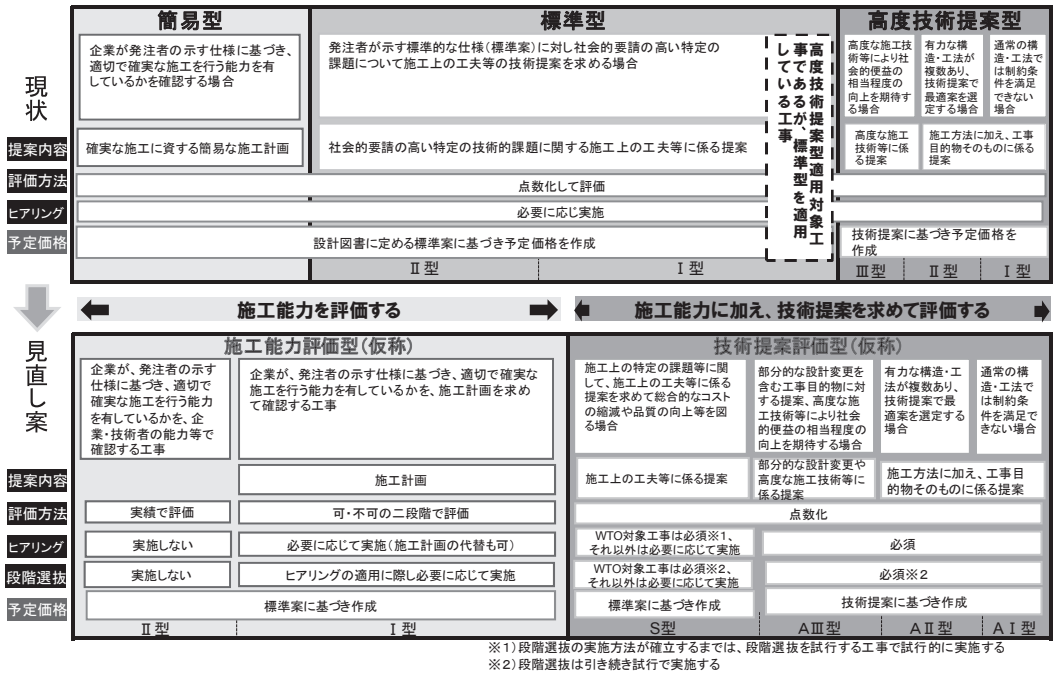

※1）段階選抜の実施方法が確立するまでは、段階選抜を試行する工事で試行的に実施する
※2）段階選抜は引き続き試行で実施する

図－１　総合評価落札方式適用の見直し（二極化）

が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。こうした契約がなされるためには、発注者が、事業の目的や工事の内容に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが原則である。』

つまり、価格に加え、技術提案の優劣等を総合的に評価して落札者を決定することにより、公共工事の品質確保を図ることが総合評価落札方式の目的と言えます。

以上を踏まえ、総合評価落札方式の改善については、建設業許可、競争参加資格審査、競争参加資格要件設定との適切な役割分担のもと、以下の４点を基本方針として改善を図ることとなりました。

①　施工能力の評価と技術提案の評価に二極化

②　施工能力の評価は大幅に簡素化

③　技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視

④　評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

具体的には、総合評価落札方式適用について、現在は簡易型、標準型、高度技術提案型に分類されているところ、企業の施工能力を評価する「施工能力評価型」、および施工能力に加え技術提案を求めて評価する「技術提案評価型」に二極化することになりました（図－１）。また、評価項目については、手持ち工事量など、品質確保の理念からかい離した項目ではなく、原則として、品質確保・品質向上の観点に特化した評価項目で評価を行います。

なお、今回は総合評価落札方式の見直しを行いますが、２年に１度の競争参加資格審査、工事毎の競争参加資格要件の設定、および総合評価の適切な役割分担につい

て、引き続き検討する予定です。

３．総合評価落札方式のタイプ選定方法

総合評価落札方式のタイプ選定方法を図－２に示します。技術提案を求めて評価する必要がある工事については、原則として「技術提案評価型」を適用し、それ以外の工事については「施工能力評価型」を適用します。

「技術提案評価型」のタイプ選定は以下の通りです。

① 技術提案を求めて評価する必要がある工事のうち、通常の構造・工法では工期等の制約条件を満足した工事ができない場合は「技術提案評価型（ＡⅠ型）を適用

② ①以外の工事のうち、想定される有力な構造形式や工法が複数存在するため、発注者としてあらかじめ一つの構造・工法に絞り込まず、幅広く技術提案を求め、最適案を選定する必要がある工事については「技術提案評価型（ＡⅡ型）」を適用

③ ②以外の工事のうち、標準技術による標準案に対し、部分的に設計の変更を含む工事目的物に対する提案を求める、あるいは高度な施工技術や特殊な施工方法の活用により、品質の向上、コスト縮減、工期短縮等を特に求める必要がある工事については、「技術提案評価型（ＡⅢ型)」を適用

④ ③以外の工事のうち、WTO対象工事、または技術的難易度評価の小項目にＡ評価がある工事については、「技術提案評価型（Ｓ型)」を適用

⑤ ①～④以外の工事は「施工能力評価型」を適用

また、「施工能力評価型」のタイプ選定は以下の通りです。

①技術提案を求めて評価する必要がない工事のうち、以下の工事については「施工能力評価型（Ⅰ型)」を適用

・工事難易度Ⅱ以上の工事
・工事難易度Ⅰの本官工事
・工事難易度Ⅰの分任官工事で施工計画

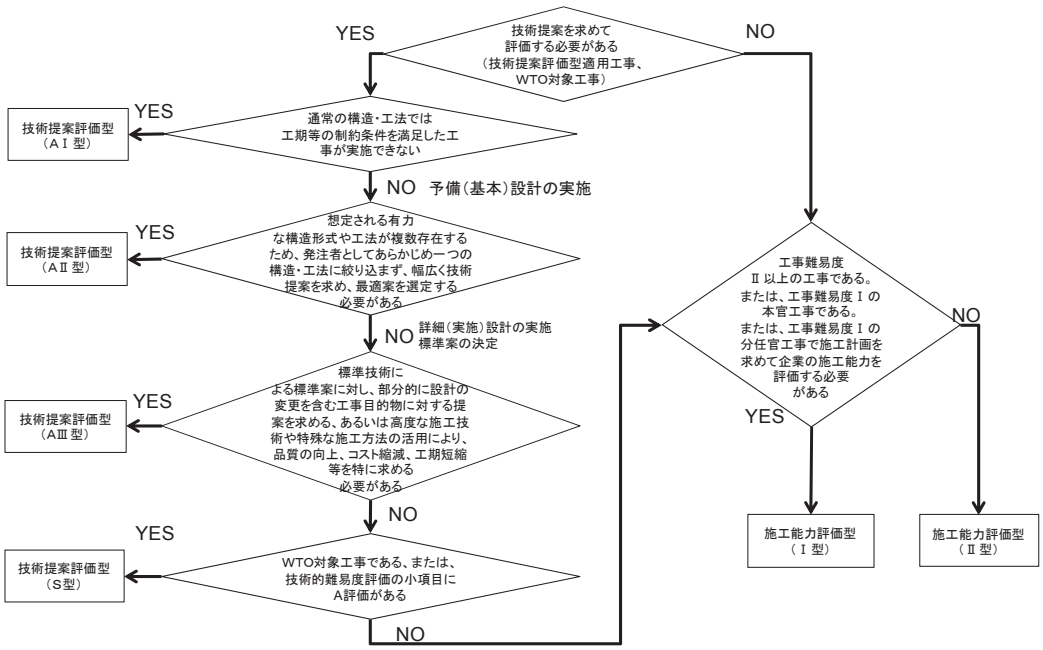

図－２　総合評価落札方式のタイプ選定フロー（案）

を求めて企業の施工能力を評価する必要がある工事

② ①以外の工事は施工能力評価型（Ⅱ型）を適用

４．技術評価点の配点方針（案）

技術評価点の加算点の評価項目は、

① 技術提案

② 企業の能力等

③ 技術者の能力等

とし、加算点合計およびその内訳は、図－３に示す配点割案(案)のとおりとしました。

このうち、②企業の能力等と③技術者の能力等の配点割合は同じとします。

また、地域精通度・貢献度等については、②企業の能力等の中で評価し、配点は10点を上限とします。

企業の能力等の評価項目は、提案企業の施工実績、工事成績および表彰を必須とし、必要に応じて、当該企業の施工能力を判断できる項目を適宜設定します。また、技術者の能力等の評価項目は、当該技術者の施工実績、工事成績及び表彰を必須とし、必要に応じて、当該技術者の施工能力を判断できる項目を適宜設定することとします。

なお、地域精通度・貢献度等の評価項目は、災害協定の有無・災害活動の実態、近隣地域での施工実績等の社会資本整備・管理に関係のある項目について必要に応じて設定します。社会資本整備・管理に直接的な関係のない項目は設定しません。

５．評価項目と評価基準（例）

図－４に、技術提案評価型（S型）のうち、WTO対象工事以外の工事に対する評価項目と評価基準の例を示します。

技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合には段階選抜方式を適用することとし、この場合、企業・技術者の能力等により、５～10者程度に絞り込み、技術提案の提出を求めます。

総合評価では、企業・技術者の能力等の点数に技術提案の点数を加えた点数を加算点とします。

また、ヒアリングを実施する場合、監理能力に対する評価結果に応じた係数を技術者の同種工事実績の点数に乗じ、技術提案に対する理解度に対する評価結果に応じた係数を技術提案の点数に乗じて加算点を算出します。

施工能力評価型

	総合評価対象 40(30)	
	段階選抜対象 40(30)	
施工計画※	企業の能力等※ 20(15)	技術者の能力等 20(15)

※ 施工計画は、可か不可のみを評価する。
※ 施工体制確認型でない場合は、( )内の点数とする。
※「地域精通度・貢献度等」の評価は「企業の能力等」の中で必要に応じて設定する。

技術提案評価型(S型)

総合評価対象60(50)		
	段階選抜対象 30(20/30)	
技術提案※ 30(20/30)	企業の能力等※ 15(10/15)	技術者の能力等 15(10/15)

※施工体制確認型でない場合は、( )内の点数とする。
※「地域精通度・貢献度等」の評価は「企業の能力等」の中で必要に応じて設定する。(WTO対象の場合設定しない。)
※WTO対象の場合、企業の能力等及び技術者の能力等は段階選抜での評価のみに利用し、総合評価では評価しない。なお、WTOの配点は別途設定する。

技術提案評価型(A型)

総合評価対象70(50)	段階選抜対象 40/60		
技術提案 70(50)	簡易な技術提案※ 20	企業の能力等 20	技術者の能力等 20

※簡易な技術提案は段階選抜で必要に応じて評価
※施工体制確認型でない場合は、( )内の点数とする。

図－３ 配点割合（案）

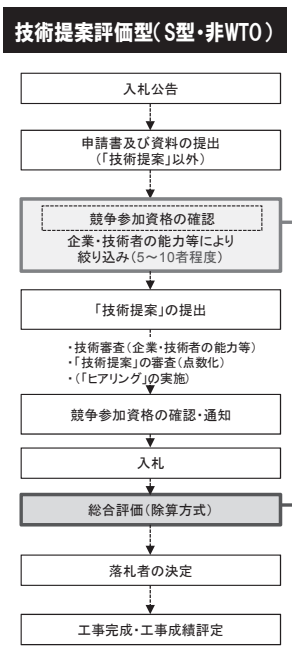

			評価項目		評価基準		配点	
段階選抜	総合評価	企業の能力等	①過去15年間の同種工事実績		より同種性の高い工事（※1）の実績あり	8点	8点	20点
					同種性が認められる工事（※2）の実績あり	0点		
			②同じ工種区分の2年間の平均成績		80点以上	8点	8点	
					75点以上80点未満	5点		
					70点以上75点未満	2点		
					70点未満	0点		
			③表彰（同じ工種区分の工事に関わらず過去2年間を対象）		表彰あり	4点	4点	
					表彰なし	0点		
		技術者の能力等	④過去15年間の同種工事実績	同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理（主任）技術者として従事	8点	8点	20点
					より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理（主任）技術者として従事	4点		
					同種性が認められる工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事	0点		
			⑤同じ工種区分の4年間の平均成績		80点以上	8点	8点	
					75点以上80点未満	5点		
					70点以上75点未満	2点		
					70点未満	0点		
			⑥表彰（同じ工種区分の工事に関わらず過去4年間を対象）		表彰あり	4点	4点	
					表彰なし	0点		
		⑦技術提案			高い効果が期待できる	6点	6点（×5提案）	30点
					効果が期待できる	3点		
					一般的事項のみの記載となっている	0点		
		ヒアリング	⑧監理能力		十分な監理能力が確認できる	×1.0	④の同種工事実績の点数に乗じる	
					一定の監理能力が期待できる	×0.5		
					上記以外	×0.0		
			⑨技術提案に対する理解度		提案を十分に理解している	×1.0	⑦の点数に乗じる	
					提案を理解している	×0.5		
					上記以外	×0.0		

※1：実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について 更なる同種性が認められる工事
※2：実績要件と同様の同種性が認められる工事

■加算点＝（①＋②＋③）＋（④×⑧＋⑤＋⑥）＋（⑦×⑨）

図－４　評価項目と評価基準（技術提案評価型・非WTO（例））

６．高度技術提案型の課題

現状の高度技術提案型については、適用件数が少ないことや、民間の高い技術力の有効な活用が必要であるが、手続が煩雑であるという課題がありました。

また、高度技術提案型において低入札価格調査等を行う場合、技術評価点の最も高い技術提案に基づき予定価格を算定し、調査基準価格を設定してきましたが、競争参加者は各々の提案に基づき入札してくるため、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の観点から、調査基準価格が実質的な意味をなしていないという問題があります。

そこで、それぞれの課題に対して、以下のような対応を図ります。

⑴　適用件数の拡大

これまで、標準Ⅰ型等で実施されてきた低土被り道路・共同溝トンネルやシールド工事等について、対象工事を選定し、技術提案評価型（A型）の適用可否を検討します。

また、従来の高度技術提案型では、目的物全体の設計・施工一括発注を行うⅠ型、Ⅱ型と、発注者の示す標準型に対して、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合に適用するⅢ型に区分されていましたが、部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案の位置づけがありませんでした。そのため、部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案を求めるタイプを、技術提案評価型（ＡⅢ型）に位置づけます。

さらに、技術提案評価型（A型）では、より優れた技術提案とするために、発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うことを基本としますが、工事内容に応じて、技術提案の改善が必要ないと認められる場合に、技術提案の改善を行わ

ないことで手続きを簡素化できるようにします。

⑵ より技術力を重視した評価方法（案）の導入

民間の高い技術力を有効に活用するという観点から、最も優れた提案に加算点の満点を付与し、それ以外の提案より20点程度優位に評価することを基本とします。ただし、技術提案が同程度に優れた者が複数いる場合はこの限りではありません。

⑶ 施工体制確認型総合評価落札方式の試行

品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の観点から調査基準価格が実質的な意味をなしていないという課題に対しては、技術提案評価型（A型）について、施工体制確認型総合評価落札方式の試行を行います（図－５）。施工体制確認の基準価格については、予定価格に見積を採用された者について、従来の低入札価格調査基準価格を基準価格とし、それ以外の者については、その者の見積を基に低入札価格調査基準価格に相当する価格を算定し、基準価格とします。また、技術提案と合わせて提出された設計数量や、必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格が入札時の内訳書と異なる場合は、理由の説明を求め、物価の変動等特別の理由がない限り当該技術提案を認めず、入札を無効とすることを基本とします。

７．段階選抜方式の試行

入札参加者の技術提案の負担の軽減等を図る観点から、総合評価落札方式の試行について引き続き実施し、課題の抽出、改善案の検討等を行います。

８．おわりに

平成24年度から、各地方整備局において、総合評価落札方式の改善案に基づき、新方式での試行の準備、実施、検証を行うとともに、本格運用に向けて準備を進めることとしています。

また、今後、以下の課題について検討することとしています。

① 競争参加資格審査、工事ごとの競争参加資格要件および総合評価の役割分担
② 総合評価における評価項目の検討
③ 総合評価における配点の検討
④ 新方式による試行のフォローアップ
⑤ 段階選抜方式の検証
⑥ ヒアリングの検証
⑦ 総合評価ガイドライン等の改定

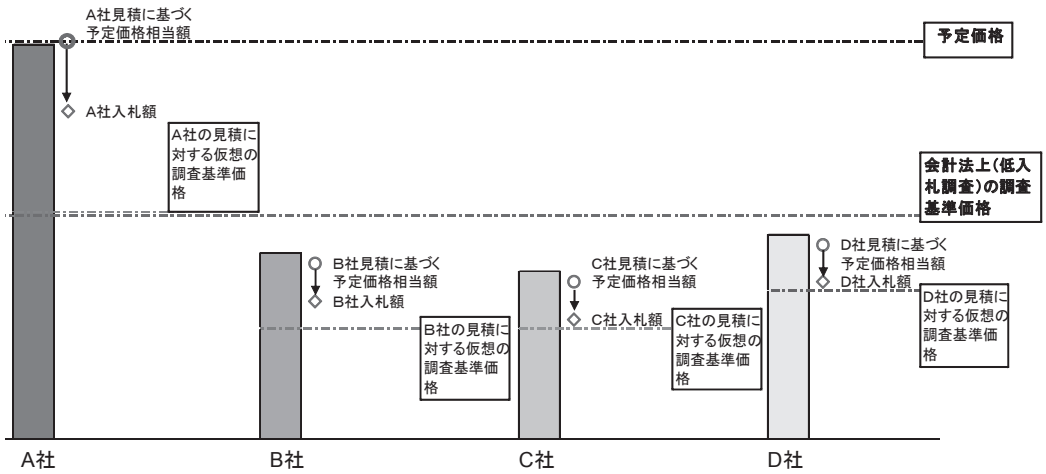

図－５ 技術提案評価型（A型）における施工体制確認型総合評価落札方式の価格設定方法